

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	高校教育課	整理番号	1-2-11
許認可等の種類	県立高等学校授業料、入学料及び入学審査料の減免			
根拠法令条例等・条項	長野県高等学校授業料等徴収条例第3条 長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則第4条			
許認可等の概要	県立高等学校授業料、入学料及び入学審査料の減免の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>・長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則 第4条 条例第3条第1項の規定による授業料の減免は、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有しない者について、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。この場合において、第1号から第5号までに該当するときにあつては、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「授業料月額」という。)に減免を必要とする月数を乗じて得た額を、第6号に該当するときにあつては、長野県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認めた額を減免するものとする。</p> <p>(1) 保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるとき。 (2) 保護者が地方税法第295条第1項第2号又は同条第3項の規定に該当し、市町村民税が非課税であるとき。 (3) 保護者の死亡、障害又は傷病等により著しく生活が困難となったとき。 (4) 災害、生業不振、その他の理由により著しく生活が困難となったとき。 (5) 母子家庭又は父子家庭で著しく生活が困難となったとき。 (6) その他校長が特に減免の必要があると認めたとき。</p> <p>2 前項に規定するもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、授業料月額(転籍の場合は、第1号にあつては転籍後の課程の授業料月額、第2号にあつては転籍前の課程の授業料月額)に当該各号に定める月数を乗じて得た額を減免するものとする。</p> <p>(1) 学年の途中で入学し、復学し、若しくは転籍したとき又は留学が終了したとき 当該学年の4月から入学し、復学し、若しくは転籍した日又は留学が終了した日の翌日の属する月の前月(長野県の設置する高等学校から転入学したときにあつては、転入学した日の前日の属する月)までの月数 (2) 学年の途中で留学し、休学し、転籍し、転学し、又は退学したとき 留学し、休学し、若しくは転籍した日の前日又は転学し、若しくは退学した日の属する月の翌月から当該学年の3月までの月数</p> <p>3 条例第3条第2項の規定による入学料及び入学審査料(以下「入学料等」という。)の免除は、天災その他の非常災害に際し災害救助法が適用された市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)に当該非常災害の発生の時に住所又は居所を有していた者に対して、教育長が特に必要があると認めた場合に行うものとする。</p>			
基準の制定根拠	長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則第4条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね14日間			
期間の制定根拠	過去の学校での処理期間から算出			